

有効期間満了日 令和7年12月31日

熊総第363号

令和6年12月10日

熊本県警察運営方針及び令和7年運営重点等について（通達）

**【概要】**

本通達は、熊本県警察運営方針及び令和7年運営重点等を示すものであり、その内容については別紙のとおりである。

## 熊本県警察運営方針及び令和7年運営重点等

【運営方針】	
県民の期待と信頼に応える強い警察 ～安全で安心して暮らせる熊本の実現～	
【運営重点】	【推進施策】
1 犯罪の起きにくい社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子供・女性・高齢者をはじめとした県民を犯罪等から守る取組の推進</li> <li>(2) 少年の非行防止と保護対策の推進</li> <li>(3) ストーカー、DV、児童虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要のある事案への迅速かつ的確な対応</li> <li>(4) サイバー空間の安全の確保</li> <li>(5) 地域の実情に即したパトロール活動等の継続的な推進</li> <li>(6) 迅速・的確な初動警察活動の推進</li> </ul>
2 県民生活を脅かす犯罪の取締り	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 重要凶悪事件の早期かつ確実な検挙</li> <li>(2) 県民の身近で発生する窃盗事件の徹底検挙</li> <li>(3) 「電話で『お金』詐欺」・「SNS型投資・ロマンス詐欺」に対する取締りの強化</li> <li>(4) 暴力団、匿名・流動型犯罪グループ等犯罪組織の壊滅に向けた総合的な対策の推進と薬物事犯に対する取締りの強化</li> <li>(5) 政治・行政・経済をめぐる不正事犯に対する取締りの強化</li> <li>(6) 生活経済・環境・風俗事犯に対する取締りの強化</li> </ul>
3 安全かつ快適な交通の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 歩行者の安全確保による交通死亡事故の抑止</li> <li>(2) 子供・高齢者等に対する総合的な交通安全対策の推進</li> <li>(3) 安全で円滑な交通環境の確保に向けた交通安全施設等の整備</li> <li>(4) 飲酒運転等を行う悪質・危険運転者の排除</li> <li>(5) 自転車その他小型モビリティ対策の強化</li> </ul>
4 テロ・災害等緊急事態から県民を守る活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) テロの未然防止対策の推進</li> <li>(2) 経済安全保障の確保及び対日有害活動対策の強化</li> <li>(3) 警衛・警護警備の安全確保に向けた諸対策の推進</li> <li>(4) 大規模災害等緊急事態の発生に備えた諸対策の推進</li> </ul>
5 県民の期待と信頼に応える強い組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県民の意見・要望等の把握と積極的な情報発信</li> <li>(2) 県民からの相談への迅速・確実な組織対応と被害者支援の充実</li> <li>(3) 採用募集活動の強化による優秀な人材の確保</li> <li>(4) 警察機能を最大限に発揮するための組織基盤の強化</li> </ul>